

取扱い金融機関について

特別徴収税額の納入にあたっては、下記の金融機関をご利用ください。

なお、**長野県および新潟県以外の郵便局**をご利用される場合は、新たに当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「郵便局指定通知申請書」を**税務課**までご提出ください。(既にご利用の指定郵便局は、今年度も引き続きご利用できますので再度提出の必要はありません)

【市役所】

飯田市役所 納税課、各自治振興センター(橋北、橋南、羽場、丸山、東野地区除く)
りんご庁舎、市役所内市金庫

【金融機関】

八十二銀行、長野銀行、飯田信用金庫 } 本店・支店
長野県信用組合、長野県労働金庫 }
みなみ信州農業協同組合本所・支所
下伊那園芸農業協同組合本所
ゆうちょ銀行・郵便局

○上記以外の地方銀行、都市銀行でも納付することは出来ますが、手数料がかかる場合があります。

令和 年 月 日

飯田市長 殿

郵便局指定通知申請書

下記の郵便局を、地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により、貴市の市民税・県民税特別徴収納入金の取扱い局とし、使用するために申請します。

1. 事業所指定番号 _____

2. 事業所名称 _____

3. 事業所所在地 〒 _____

4. 連絡者及び連絡先 _____

電話 (_____) _____

5. 指定郵便局
郵便局名 _____

郵便局所在地 〒 _____